

子ども医療費助成制度について

市道民税非課税世帯に属する小学生の通院等の医療費を助成しますので、対象となるご家庭は申請をお願いします。
なお、小学生は受給者証の有効期限（令和3年7月31日）が切れても自動更新されませんので、更新のお手続きが必要です。

■令和2年度より新たに助成対象となった方

市道民税非課税の世帯（世帯員および生計を維持している方全員が非課税）に属する小学生

■新たな助成対象 入院に加え、通院、歯科、調剤、指定訪問看護にかかる健康保険適用分の医療費のうち初診時一部負担金を除く費用の全額

■申請場所 保険医療課（市役所1階）6番窓口または江部乙支所

■申請時に必要なもの ・印鑑（同世帯および生計維持者全員分） ※名字が一緒であれば同じ印鑑でも可。
・健康保険証（受給するお子さんのもの）

※令和3年1月1日時点で滝川市に住民登録がない場合は、助成を受けるお子さんと同世帯にいる方全員分のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードが必要です。

【申請前受診や受給者証の未提示などによる払い戻し】

申請前に受診してしまった場合や、受給者証の未提示などにより自己負担が発生してしまった場合でも、払い戻しの請求をすることができます。月末までに請求された分を翌月25日ごろに口座振込でお支払いしますので、下記の書類等をお持ちのうえ保険医療課窓口または江部乙支所で申請してください。

■申請に必要な書類等 健康保険証・子ども医療費受給者証・領収書・口座情報のわかるもの（通帳など）

■払い戻しの有効期限 診療した月の翌月1日から2年以内

★市道民税課税世帯に属する小学生は、入院・指定訪問看護にかかる健康保険適用分の医療費のうち1割を除く費用の全額を助成します。対象の医療をご利用の際はお問い合わせください。

問合せ先 保険医療課 Tel.28-8018

特例郵便等投票制度について

新型コロナウイルス感染症のため宿泊・自宅療養等をされている方で一定の要件を満たす場合は、選挙の際に自宅などから郵送で投票が行える「特例郵便等投票」ができます（濃厚接触者は対象外）。

■対象 次に該当し、投票用紙等を請求する時点で、外出自粛要請または隔離・停留の措置の期間が、投票をしようとする選挙の期日の公示（告示）の日の翌日から投票日当日までの期間にかかると見込まれる方

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律または、検疫法による外出自粛要請を受け自宅で療養している方
2. 検疫法の措置（隔離・停留の措置）により宿泊施設内に収容されている方

■投票用紙等の請求手続き

必ず指定の料金受取人払宛名用紙を用い、必要書類を選挙期日（投票日当日）4日前必着で選挙管理委員会へ送付してください。後日、選挙管理委員会より返信する投票用紙等一式で、投票を行っていただきます。

【送付の際の注意事項】選挙管理委員会へ書類等を送付する際は、封筒に料金受取人払宛名用紙を貼り、ファスナー付き透明ケース（透明のビニール袋等に封入シテープ等で密封したものでも可）に入れ消毒したうえで、親族等に依頼し投函してください。

なお、感染拡大防止のため、指先を消毒し清潔な使い捨て手袋とマスクを着用のうえ作業を行ってください。

■必要書類 ①特例郵便等投票請求書

※特例郵便等投票請求書と料金受取人払宛名用紙は、9月ごろより市公式ホームページからダウンロードできます。

ダウンロードできる環境にない場合は、請求に必要な一式を郵送いたしますので選挙管理委員会へご連絡ください。

②保健所より交付された外出自粛要請または隔離・停留の措置にかかる書類の原本

※確認後返却します。なお、お手元ない場合は選挙管理委員会までご連絡ください。

問合せ先 選挙管理委員会 Tel.28-8050